## 「米政策改革」の抜本的見直しに関する提言

国は、「米政策改革」を推進し、平成 30 年産から行政による生産数量目標の配分や米の直接支払交付金を廃止しようとしています。これまでの「価格は市場で、所得は政策で」との考え方は放棄されています。既に、主食である米の価格形成は全て市場経済に委ねられ、暴落と低迷が続く中、場当たり的な所得政策も十分な機能を発揮しておらず、担い手稲作農家は国の米政策に翻弄され続けています。

このため、生産現場からは、未だに先の見えない米政策の転換に、日増 しに不安と不満が高まっています。特に、米の直接支払交付金が全廃され ると、生産調整の円滑な推進を困難にするばかりか、担い手農家ほど再生 産が難しくなり、経営破たんに追い込まれかねません。

さらに米の需要が減り続ける中で、TPP 合意における主食用をはじめ米の調製品・加工品等の市場開放も大きな脅威となってきます。

ついては、稲作経営の安定を損ない、担い手農家を置き去りにした「米 政策改革」の抜本的見直しを図り、主食である米の需給及び価格の安定、 水田農業の持続的発展に期する政策の確立など下記事項を提言します。

記

- I. 食糧法に基づく米の需給及び価格の安定について
- 1. 国は、食糧法に定める「米穀の需給及び価格の安定」の責務を果すため、「基本指針」における生産数量目標等の設定、米穀の需給均衡を図るための生産調整の円滑な推進等に努めること。
  - (1). 国は、「米穀の需給及び価格の安定」の要となる「基本指針」において、従来通り全国の「生産数量目標(仮称)」等を示すこと。
  - (2). 国は、都道府県及び地域農業再生協議会が「基本指針」に沿って生産 数量目標等を適正に設定できるよう「設定基準(仮称)」※を示すとと もに、需要に応じた主食用米の生産及び生産調整の円滑な推進に向け て必要な検証や助言及び指導を行う等、主導的役割を最大限に果たす こと。
    - ※ 「設定基準(仮称)」に関する提案については、別紙を参照

- (3). 国は、生産・集出荷団体等による「全国協議会(仮称)」の設立を 支援し、需要に応じた米生産を推進する体制を整備すること。 また、過剰作付や作柄変動等が懸念されるため、官民一体となった 需給調整のあり方等を検討し、生産調整達成者が不利益を被らない仕 組みを構築すること。
- 2. 生産調整を円滑に推進するため、「米の直接支払交付金」財源の活用を 図るとともに、「水田活用の直接支払交付金(産地交付金を含む)」を拡 充・強化し、長期安定的な予算額を確保すること。
  - (1). 「米の直接支払交付金」の財源については、都道府県及び地域農業再生協議会を通じて、生産調整の達成対策<sup>※</sup>に活用すること。 ※ 生産調整達成対策の活用に関する提案については、別紙を参照
  - (2). 水田活用の直接支払交付金の長期安定的な予算措置を図り、麦・大豆など戦略作物の再生産可能な農家手取り水準を確保すること。また、産地交付金の予算額を十分確保し、地域での取組みに支障をきたさないよう水田フル活用ビジョンに基づく特色ある地域農業作りに対する支援を強化すること。
- Ⅱ. 米・水田農業の持続的発展について
- 1. 米·水田農業の持続的な発展と国民の主食である米の再生産を確保し、 それを担う中心的な稲作農家の経営安定を図るため、主食用米の生産コ ストと販売価格の差額を補填する直接支払制度を導入すること。
- 2. 農業・農村における国土・環境の保全などの多面的機能のより一層の発揮を図るため「日本型直接支払制度」を拡充・強化すること。

以上

2016 (平成 28) 年 11 月 日

北海道農民連盟 委員長 石川 純雄